

令和6年度第2回福島県安全で安心な県づくり推進会議 議事録

日時：令和7年2月12日（水）

場所：北庁舎2階 プレスルーム

1 出席者

(1) 安全で安心な県づくり推進会議委員 計10名

會田久仁子委員、奥原英彦委員、葛西優香委員、齊藤恒一委員、志賀智子委員、穴戸文男委員、菅波香織委員、田崎由子委員、平出美穂子委員、松本喜一委員

※下線の委員はリモート形式による参加

(2) 福島県 計12名

総務課、消防保安課、原子力安全対策課、放射線監視室、企画調整課、生活環境総務課、一般廃棄物課、保健福祉総務課、商工総務課、農林企画課、教育総務課、警務部警務課

(3) 事務局 計2名

危機管理部政策監、危機管理課長

2 議事概要

(1) 開会

【司会（危機管理課主任主査）】

ただいまから、令和6年度第2回福島県安全で安心な県づくり推進会議を開催いたします。

私、危機管理課主任主査の橋本と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

はじめに、危機管理部政策監の伊藤より御挨拶を申し上げます。

(2) あいさつ

【危機管理部政策監】

本日は、皆様お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。

先週5日からの近年稀にみる短期間での記録的な大雪は、会津地方において観測史上最高の積雪を記録しております。

この間、屋根からの落雪の被害、除雪作業中の事故が発生しているほか、積雪による道路の通行止め、雪崩等による通行支障が続くなど、県民の皆さんの安全・安心な暮らしに甚大な影響を及ぼしている状況でございます。

本日から若干気温がゆるむようですので、引き続き、屋根からの落雪、雪崩にも十分警戒をしながら、我々福島県としては、県民の皆様の安全を最優先に対応に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本県では、「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」に基づき、県民の方々が安全に安心して暮らし、活動することができる地域社会の実現を目指して、その具体的な取組に向けて「基本計画」を策定し、市町村や関係機関の皆様の御協力を得ながら取組を進めているところであります。

基本計画では、「防災の推進」や「原子力発電所周辺地域の安全確保の推進」、「防犯の推進」など9分野において施策を進めることとしており、県の各部局において、具体的な取組を進めているところであります。

本日の会議では、基本計画の施策推進に向けた令和6年度の進行管理、特に、令和7年度当初予算における主な取組等について御説明し、御意見を頂戴したいと考えております。

また、施策分野の一つである「1 防災の推進」に関して、これから福島県議会2月定例会に提出を予定しております、福島県防災基本条例（案）の概要についても御説明させていただきます。

委員の皆様には、どうか忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 委員紹介

【司会】

続きまして、名簿順に委員の皆様を御紹介させていただきます。

御紹介後、一言御挨拶を頂戴できればと思います。

まず、會田 久仁子 委員です。

【會田委員】

皆様こんにちは。

會田久仁子と申します。

なかなか会議に出席することが叶いませんでしたが、久しぶりに出席させていただきました。

今日は出席の委員の皆様、またネットで参加の方もこのようにたくさんいらっしゃいますので、福島県の安全安心のために、政策への意見を交わしながら、より良い県になれるように努めてまいりたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。

奥原 英彦 委員、よろしくお願いいたします。

【奥原委員】

奥原でございます。

よろしくお願いいたします。

ふくしま自治研修センターのほうで、色々な政策支援や、今回のような条例に基づく基本計画とか、そういうものの支援を行っております。

今回もよろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。

続きまして、ZOOMで御参加頂いております、葛西 優香 委員、よろしくお願いいたします。

【葛西委員】

皆様はじめまして。

葛西優香と申します。

本日の会議から委員として参加させていただくことになりました。

どうぞよろしくお願いいたします。

普段は東日本大震災・原子力災害伝承館で常任研究員を務めております。

浪江町に住んでおりまして、地域活動として地区防災計画づくりなどを地域の方と一緒にさせていただいているので、今回地域実践者として何か発言ができればと思っております。

よろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございます。

斉藤 恒一 委員、よろしくお願いいたします。

【斉藤委員】

公益社団法人ふくしま被害者支援センターの専務理事をしております、斉藤と申します。安全で安心なまちづくり、これは生活する上で基本中の基本で、県民のためになっている様々な施策、大変御苦労さまでございます。

現場の声を聞きながら、継続してやっていただければと思います。

今日は色々な施策の説明があると思いますので、何か意見があれば申し述べたいと思います。

よろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございます。

志賀 智子 委員、お願いいたします。

【志賀委員】

こんにちは。

昨年、交通安全母の会の会長になりました、志賀智子と申します。

皆様と一緒に、福島県で安全で安心な県づくりに邁進していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

【司会】

ありがとうございます。

穴戸 文男 委員、よろしくお願いいたします。

【穴戸委員】

穴戸でございます。

私は放射線科の医師をやっていた関係上、医療の関係それから、廃炉関係の委員を拝命しておりますので、それに関する安全というところを主眼に考えていければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。

続きまして、ZOOMで御参加頂いております、菅波 香織 委員、よろしくお願いいたします。

【菅波委員】

いわき市で弁護士をしております菅波と申します。

福島県要保護児童対策地域協議会の支援専門員として虐待の防止などの活動しております。

今日はどうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。

続きまして、田崎 由子 委員、お願いいたします。

【田崎委員】

福島県消費者団体連絡協議会の事務局長をしております、田崎と申します。

私はやはり生活者目線がこういったところには1番大事かなと思っておりますし、最近の災害の大きさとか、いろんな種類の災害が全国的にも起きておりますので、今回の防災基本条例というのはとても大事になってくるかと思えます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございます。

続きまして、平出 美穂子 委員、よろしくお願いいたします。

【平出委員】

平出でございます。

会津若松市に住んでいるんですけども、普段なら駅まではほんの5分か6分くらいで着くところ、今日は大雪の影響で50分かかり、来る途中には1台転倒した車がありまして、何だって会津若松市は安全安心な生活ができない市だなあなんて思いながら来たところでございます。

初めての参加ですので、よろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。

最後に、ZOOMで御参加頂いております、松本 喜一 委員、よろしくお願いいたします。

【松本委員】

皆さんこんにちは。

福島県社会福祉士会で会長をしています、松本と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

私は長くこの推進会議の委員をやっているんですけども、なかなか十分な発言ができなくて、今後とも頑張っていきたいという思いがあるんですけども、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

一応二つですね、一つ、私は障害者と高齢者の虐待の防止、予防とその対応に関する仕事を弁護士会と一緒にやっているとというのが1点と、あともう一つ、災害ケースマネジメント事業という、災害対策課でやっている、いわゆる被災者支援に関する委員も担っています。

今、福島県社会福祉士会のソーシャルワーカー団体が三つあるんですが、この団体みんなが災害ソーシャルワークの話し合いが進んでいるところですので、今後とも、この会議にも御協力していきたいなと思えます。

よろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。

最後に、本日欠席の委員の方々ですが、岩崎浩史委員及び藁谷俊史委員におかれましては、本日欠席となっておりますので、御了承頂ければと思います。

(4) 会議の運営について

【司会】

続きまして、本会議の運営について、事務局から説明をさせていただきます。

【危機管理課長】

本日はありがとうございます。

危機管理課長の馬場でございます。

新たに御就任頂きました委員の皆様がいらっしゃいますので、会議の運営について、改めて資料1-1により簡単に御説明させていただきます。

福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例、これは平成21年4月に制定されたものでございます。

この条例に基づいて、平成22年3月に福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画を策定しまして、変遷がありますが、現在は防災、防犯、交通安全、食品の安全などの9つの分野を総合的にとらえまして、県民が安全に安心して暮らし、活動できる地域社会の実現を目指そうとするものでございます。

この推進会議におきましても、委員の皆様をお願いをしているところでございますが、指標や目標値を設定しまして、毎年度取組の効果の検証、適切な評価を行っていくこととしております。

現在の計画は、県の総合計画に合わせて、令和4年3月に改定し、令和12年度までを計画期間としているものでございます。

続きまして、資料1-2を御覧ください。

会議の設置要綱でございますので、内容についてそれぞれ御確認頂きたいところでございます。

危機管理部の危機管理課を事務局といたしまして、必要な事項を定めているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

【司会】

ただいまの説明につきまして、御質問等があればお答えいたしますが何かございますで

しょうか。

なければ、早速議題に入らせていただきます。

(5) 議事

【司会】

今回は改選後、最初の会議ですので、ここから会長の選出までの進行は危機管理課長が行います。

【危機管理課長】

それでは議事の(1)、会長の選出及び副会長の指名に移らせていただきます。

まず会長の選出をお願いしたいと思いますが、会長の選出につきましては、規定により、委員の互選により選出頂くこととなっております。

皆様のほうから何か御提案がございましたらお願いいたします。

(委員からの意見なし)

特にございませんでしたら、事務局としての案でございますが、事務局としましては、引き続き奥原委員に会長をお願いしたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

【各委員】

よろしく申し上げます。

【危機管理課長】

ありがとうございます。

それは異議がないようですので、引き続き、奥原英彦委員に会長をお願いすることといたします。

よろしくをお願いいたします。

それでは、この後の議事につきましては奥原会長をお願いいたします。

【奥原会長】

皆様から会長に選出頂きましてありがとうございました。

前回まで会長をやらせていただきましたが、引き続き、皆様の御協力のもと、円滑な会議をよろしくお願いしたいと思います。

早速の初仕事になるんですが、先ほど御説明のあった、第5条の第2項の規定により、副会長は会長のほうから指名ということで、宍戸委員をお願いしてよろしいでしょうか。

(穴戸委員、了承)

【奥原会長】

ありがとうございます。

それでは、穴戸委員に副会長をお願いしたいと思います。

続きまして議事の(2)、資料2-1と資料2-2のほうで、「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画 令和6年度の進行管理」、それから令和7年度の取組ということで、委員の皆さんの御意見を頂きたい内容の一つについて、事務局から説明いただきたいと思えます。

【危機管理課長】

それでは議題(2)、「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画 令和6年度進行管理について」、資料2-1、2-2により御説明をさせていただきます。

委員の皆様には、資料を事前にお送りし、あらかじめお目通し頂いておりますことを改めて感謝申し上げます。

それでは資料2-1を御覧頂きたいと存じます。

当計画は、県の最上位計画である福島県総合計画の部門別計画として位置づけられております。

総合計画の進行管理に準じ、PDCAマネジメントサイクルにより、施策の進捗状況、前年度の取組状況等に関する評価を行い、昨年8月に開催させていただきましたこの推進会議からの御意見等を踏まえ、また当然でございますが、令和6年度の各部局の事業の取組状況を踏まえて各部局で検討し、次年度以降の重点事業などの取組に反映するという形になっております。

今年度の進行管理の経過につきましても、資料(2)「令和6年度の進行管理の経過」に記載のとおりでございますが、本日の会議におきましては、まず8月の第1回会議で施策の令和5年度実績の評価について御審議を頂いたところでございますが、その後、基本指標の実績値が新たに判明したものがございましたので、進行管理資料の一部変更についてまず御説明を差し上げたいと存じます。

またその上で、令和7年度施策の主な取組について、分野ごとに代表例を資料に記載いたしましたので、御報告することとしたいと存じます。

それでは資料2-2を御覧頂きたいと存じます。

資料2-2の3ページになりますが、8月の会議で分野ごとに自己評価をした資料を皆様に御覧頂き、御意見を頂戴したところでございますが、変更になりましたところが3ページの朱書きの部分でございます。

8月の時点で基本指標の実績値がまだ判明していなかったため、達成状況が未確定とな

っておりました歯の健康及びがん検診受診率の基本指標の実績値が確定いたしましたので、改めて基本指標の達成状況及び施策の全体的な状況のコメントを修正したところでございます。

基本指標の達成状況の欄は、歯の健康のうち、一つの指標が未達成となっております。

がん検診受診率については、残念ながら全て未達成となっており、基本指標達成度が前回10分の7だったものが、今回18分の9に変更になったところでございます。

また、その結果を受けてのコメントですが、8月時点でもある程度の見通しを記載しており、そのときの見通しから大きく変わらない結果となっておりますので、今後に向けた取組の方向性については、8月の時点で御確認頂いたところと大きく変わっていないものと考えております。

今回変更になった点は以上でございます。

資料2-1にお戻り頂けますでしょうか。

今の資料2-2で達成できているところ、達成できていないところを確認した上で、事業の進化をさせるために、各部局で検討を重ねてきたところでございまして、今回令和7年度の事業としてお示ししたところでございます。

委員の皆様にご考えをお伝えするため、重点事業から各分野1~2事業を取上げまして、御説明させていただきます。

9つの分野のうち、「1 防災の推進」の資料でございますが、資料の構成について御説明いたしますと、まず左上に箇条書き程度の簡単な表記ではありますが課題を記載しております。

その下に対応方針ということで、県として各部局が対応方針を定めており、ここは抽象的な表現となっております。

その右側に対応方針の具体的な取組として、県の総合計画とも連動してございますが、各部局の自己点検ですとか、推進会議で頂いた御意見等を踏まえて、施策の主な反映状況という形で具体的な事業を挙げまして、令和7年度はどのような事業に取り組んでいくのか、またその「ねらい」の部分に記載したという形の表となっております。

このような形で9つの分野が書いてありますので、全て読み上げる形にはいきませんが、ざっと分野ごとに確認をさせていただきたいと思っております。

初めに1の「防災の推進」でございます。

まず課題として、防災対策の強化や持続可能な地域の防災力の向上に向けた支援の強化を課題に挙げております。

これに対しての県の対応方針としましては、(1)頻発化・激甚化する災害への対応として、総合的な防災対策を強化すること、(2)として、地域防災力の向上のために、消防団員の確保や防災士の活動支援を進めるとともに、様々な団体等と広域連携体制の構築など、災害対応を持続的に担うことのできる体制づくりの強化に取り組むこととしたところでございます。

具体的な主な事業として二つ上げさせていただきました。

「地域防災力強化支援事業」、これは新規事業になりますが、「ねらい」のところにありますとおり、この取組は自助共助で一体的に取り組む部分をこれまで以上に強化して、地域防災力の向上につなげたいものでございます。

また、その下「そなえるふくしま防災事業」は、一部新規事業となりますが、今年度、防災アプリや防災VRも活用しながら展開してきた防災出前講座ですとか、マイ避難推進講習会等の取組をさらに地域全体で、また若い世代の震災の風化を防ぎながら、防災意識の醸成が深まるように取り組んでいこうと構築しております。

次に「2 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進」につきましては、課題として、廃炉に向けた監視体制の強化がございます。

県の対応方針としましては、廃炉安全監視協議会等を通じた廃炉作業の監視や、国、東京電力に必要な対策の申入れ、分かりやすい情報発信に取り組むこととしております。

具体的な取組が右側でございますが、これは継続事業になります。

「原子力安全対策監視事業」におきまして、対応方針で掲げました取組を行いますとともに、令和7年度におきましては、廃炉監視体制を強化するため、原子力安全担当次長職の新設や檜葉町の現地駐在を福島第一原発が立地する大熊町に移転するなど、体制を強化するものでございます。

次に「3 防犯の推進」につきまして御説明いたします。

課題としては、犯罪発生の抑制がございまして、対応方針としましては、防災教室や啓発活動等を実施し、防犯意識の向上や、防犯活動の支援、また県民に対する迅速な防犯情報等の積極的な発信に取り組むこととしております。

具体的な取組が右側でございますが、こちらも継続の取組として、「地域安全情報の発信」を挙げております。

県警アプリやメール、インスタグラムなどのSNSを活用しまして、犯罪情報や防犯情報、なりすまし詐欺情報等の地域安全情報を発信し、注意の呼びかけを行うものでございます。

次に「4 虐待等対策の推進」につきましては、課題として、虐待や暴力に対する防止体制、被害者への支援体制の強化を挙げております。

対応方針といたしまして、虐待や暴力による人権侵害に対応するための防止体制等の強化を図るとともに、関係機関と連携した支援体制の構築に取り組むこととしております。

具体的な事業が右側でございますが、「虐待から子どもを守る総合対策推進事業」、こちらも継続事業でございます。

この中で、関係機関の連携をさらに強化し、児童相談所職員の専門性の向上により、早期発見から自立に至るまでの総合的支援を行うこと、また、地域の実情を最も把握している市町村における相談体制の強化の支援を行っていくこととしております。

次に「5 交通安全の推進」でございます。

課題としては、交通事故の抑制でございます。

対応方針として、関係機関団体と連携した取組の実施等、官民一体となった効果的な交通事故防止活動の推進に取り組むこととしております。

右側の具体的な取組でございますが、これも継続事業で「交通安全教育の実施」を挙げております。

幼児から高齢者に至るまで心身の発達や年齢に応じた交通安全教育や、特に高齢者の特性を知って高齢者に配慮する意識を高める啓発等を行いまして、交通安全意識の向上を図るものでございます。

次に「6 医療に関する県民参画等の推進」でございます。

課題としましては三つございます。

(1) 県民の日常生活における健康づくり推進による生活習慣病対策の強化や、(2) がん検診受診率の向上に向けた取組の推進、(3) 高齢者が健康でいきいきと暮らすことのできる地域づくりの推進を挙げております。

対応方針としましては、(1)「肥満・食塩・喫煙」の3点を重点的に改善を図る健康課題に位置付けまして、生活習慣の改善に向けた普及啓発などを推進、(2) 市町村や関係機関等と連携し、がん検診受診の意識醸成と効果的な受診率向上策の検討評価、(3) 高齢者の自立支援・重度化防止の取組と、高齢者の生きがいくりの推進に取り組むこととしております。

主な事業としては右側に二つ挙げてございます。

「ふくしま脱メタボプロジェクト事業」につきましては一部新規の事業でございますが、これまでも推進してきましたふくしま健民アプリを、日々の健康データ等をもとに、AIが個人に適した健康づくりのアドバイスを送る機能などを実装する形にバージョンアップするなどの取組でございます。

「がん対策推進事業」、これも一部新規でございますが、利用しやすく質の高いがん検診実施体制整備と検診受診を促す取組を実施していくものでございます。

次に「7 食品の安全確保の推進」につきましては、まず課題といたしまして、食品の安全対策の強化がでございます。

対応方針としましても、食の安全・安心に係る情報の発信や説明会の開催、ふくしまHACCPの導入や第三者認証GAP等の取得推進に取り組むこととしております。

具体的な取組が右側にございますが、継続事業で「福島県産加工食品の安全・安心の確保事業」でございまして、ふくしまHACCPアプリを用いた導入研修会を県内各地で開催するものでございます。

次に「8 生活環境の保全」につきましては、課題として二つ、(1) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた機運醸成と実践拡大、(2) ごみの減量化やリサイクルの強化に対する県民意識の醸成を挙げまして、対応方針としましては、(1) は金融機関と連携した中小企業脱炭素化の推進や部局間で連携した横断的取組の推進を挙げております。

(2) としまして、「3つの“きり”」の実践や「リサイクル可能物の分別の徹底」に関する

る意識啓発、環境アプリの活用、エコアクションにつながるPR等に取り組むこととしております。

主な事業として、「わたしから始めるごみ減量事業」、これは一部新規事業でございます。

市町村と連携した生ごみの削減や、事業所の紙ごみ等のリサイクルを促しまして、環境アプリやマスメディア、SNSを通じた情報発信を行っていくものでございます。

最後に「9 消費者の安全確保の推進」でございますが、課題といたしまして、デジタル化の進展による情報格差を挙げました。

県の対応方針としましては、高齢者を中心とした住民の情報リテラシー向上・デジタルデバイス対応の充実に取り組むこととしております。

主な事業が右側でございます「デジタルデバイス解消事業」、これも一部新規事業でございますが、高齢者向けのスマホ・タブレット教室の開催や、アクティブシニアなどの意欲のある方を地域のデジタル化のサポーターとして育成するための講習会等を実施するものでございます。

以上、代表な事業で御説明をさせていただきました。

今後も毎年度、このような形でPDCAサイクルを回していきたいと考えております。

資料を御覧頂きますとお分かりのとおり、安全安心の取組につきましては、単年度で成果が得られるというよりは、何年も継続して、着実に取り組む必要がある事業が多いと考えているところでございます。

ただ、継続と表記している事業につきましても、漫然と取り組むのではなく、各部局におきまして、それぞれ指標の目標値と実績値を意識しながら、やり方の見直しをしたり、工夫したりと小さな進化をさせるように取り組んでおりますので、その点は申し添えさせていただきますと思います。

参考資料1を御覧頂きたいと思っております。

先ほどは取組の代表事例を御説明しましたが、今回添付させていただいております参考資料1、これは先週2月4日に知事から発表しました令和7年度予算案の重点事業一覧の中で、安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画に関連する事業を抜粋した資料となっております。

資料2-1、2-2で御説明した事業のほか、重点事業として、各部局で取り組もうとしている事業の一覧となっておりますので、後ほど御覧頂ければと思っております。

1ページおめくり頂きますと、この資料は特に重要な行政課題を8つの重点プロジェクトとして展開していくという立て付けになっていて、復興・再生と地方創生という観点で分類が分けられているものですから、安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画とは分類が異なっていることを御了承頂きたいと存じます。

説明は以上でございます。

【奥原会長】

ありがとうございました。

今回御説明頂きました資料2-1、2-2については、参考資料1とか参考資料2のレビューも踏まえて、大きな施策の課題、たとえば防災の推進だったら、防災の推進という政策に関する事業の課題を積み上げて、それに対して、県として令和7年度はこういう事業を重点的に考えているという御説明でございました。

何か御質問はあるでしょうか。

御意見のほうはまた後ほど皆さんから伺いたいのので、分かりにくいとか、御質問したい内容がございましたら、頂ければと思います。

【齊藤委員】

目標・実績の関係なんですけど、様々なパーセントが書かれてるんですけど、分母と分子が分からない部分があるので、例えば先ほど御説明頂いたがん検診の受診率は、こういった分母で分子がどうだということを簡単に書いていただくと分かりやすいと思います。

例えばアンケートであれば、何千人のアンケートで何百人の回答があったと、その結果のパーセントであるというようなことを付記して頂くと、非常に分かりやすいのかなと思います。

このがん検診の受診率というのはどういう分母と分子なのでしょう。

【保健福祉総務課】

保健福祉総務課長の渡辺と申します。

がん検診の受診率につきましては、市町村が実施するがん検診、それから企業が従業員に福利厚生として実施するがん検診の2種類ございますが、今回の指標にさせていただいておりますのは、市町村が実施するがん検診の受診率ということで、対象となる住民の皆様のうち、実際に受診された方の率を指標として用いております。

職域（受診率）のほうは、地域別の数値が全国的にもございませんので、基本的には市町村が実施しているがん検診受診率を指標とさせていただいております。

【齊藤委員】

ありがとうございます。

目標値も50%とか65%以上とか、様々な施策で定めているのですけれど、いろいろ検討されて目標値を設定されていると思うのですが、その目標に対して、こういった分母・分子で結果が出ているのかということを簡単に付記していただければ、今後分かりやすいのかなと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

【奥原会長】

ありがとうございました。

この進行管理については、事務局の肩を持つわけではないのですが、事業の指標値をあまり羅列するなということ私の方から以前文句をつけたことがありまして、それに基づいて資料をまとめていただいたという経緯があるのですけれども、今御質問のあったようなお話は、例えば参考資料2の2ページ目、6の医療に関する県民参加等の推進という項目、これには令和5年度の現況値と目標値がそれぞれ書いてあって、右のところに、達成・未達成という達成状況が書いてあると思います。

その総合した割り算で、6の項目では全基本指標中9個が未達成だったと、細かくいうとそのようになっております。

ちょっと分かりにくいというのはありますので、その辺はまた次回工夫していただいて、こういうことを少し補足しながら説明していただくと分かりやすいかもしれません。

ほかに何か、ZOOMで参加されている委員の方々でも、何か質問や分かりにくいという御意見はございますか。

また後ほどでも結構です。

ここのところについては、今まで議論してきた中で指標の進行管理の在り方というのが、この協議会でも一つ大きな課題になっておりましたけど、施策単位にまとめていただいて、だいぶ分かりやすくなってきたのですが、見せ方というか、説明の仕方というか、その辺りについては、これから小さな進化をさせていただければと思います。

それでは先に進ませていただいて、議題3の防災基本条例（案）の概要について、説明頂けますか。

【危機管理課長】

福島県防災基本条例（案）について、資料3により御説明をさせていただきたいと存じます。

防災基本条例につきましては、昨年度から、別途、防災基本条例の検討委員会を設けまして、御議論頂いてきているところでございます。

現在パブリックコメント、県民の方からの意見公募を経まして、福島県議会の2月定例会に提出を予定している段階でございます。

なぜこの会議で御説明させていただきたいかというところですが、来年度以降に防災基本条例の基本理念を踏まえまして、具体的な取組・事業を展開していくことになるわけですが、これは安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画の中で様々な取組というのは記載させていただいているところでございますので、この中で具体的な取組事業を展開していくということで考えております。

皆様にその進行管理を今後お願いしたいと考えておりますので、本日委員の皆様、この新しい条例案の概要について御説明をさせていただく場にしたいと考えてところでござい

ます。

また、防災基本条例の制定後におきましては、この安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画の1の「防災の推進」部分になりますが、防災基本条例を踏まえまして、何らかの改定をする必要性が出てくると想定しております。

その内容を今後精査させていただいた上で、来年度の推進会議でお諮りする形にしたいと考えております。

それでは資料3のほうで、今考えております防災基本条例（案）について御説明させていただきます。

まず1の「制定の目的」でございますが、県民の生命、身体及び財産を守るため、防災に関する基本理念を定め、地域防災の主体として期待される各主体の役割、取組を明確化し、連携した防災の取組を推進することで、災害に強い福島県づくりを目指すものでございます。

2の「過去の教訓等」にありますとおり、東日本大震災以降、様々な災害に見舞われておりますので、これまで以上に、防災に関する県民の取組の深化が不可欠になっていると考えております。

3の「県の計画・条例との関係」でございますが、先ほども触れましたとおり、安全安心の計画もございますし、そのほか関連する計画に加えまして、各主体の役割及び取組を明確化し、自助・共助・公助の連携した取組を強化していくために、この防災基本条例があると考えております。

4「本県条例の特徴」として三つございます。

まず一つ目、「災害関連死を出さないことを目指す」と基本理念に明記してあることでございます。

様々な主体の役割を規定しているということが二つ目でございます。

三つ目が、県が重点的に取り組んでいる防災施策を、この規定の中に入れたというところでございます。

5「規定する内容」については御覧のとおりではございますが、各主体を分けまして、主な取組というものを列挙させていただく形になっております。

各主体が連携した取組による災害に強い福島県づくりを推進していきたいと考えてこのような規定にしているところでございます。

以上簡単ではございましたが、福島県防災基本条例（案）の概要について御説明をさせていただきました。

御質問、御意見、御助言等頂ければ幸いです。

よろしくお願いいたします。

【奥原会長】

どうもありがとうございました。

それでは何か御質問ございますか。

ちょっと補足頂ければと思うのですが、こちらの進行管理についても、推進会議のほうで担うというお話が冒頭でございましたけど、具体的には、例えば進行管理の一部として、この防災基本条例の目標値とかKPIみたいなものを毎年協議していくというようなことですか。

【危機管理課長】

御質問ありがとうございます。

この防災基本条例は今の概略で御説明申し上げましたとおり、いわゆる理念条例となっておりまして、東日本大震災以降、令和元年台風ですとか、令和3年、4年の福島県沖地震、また昨年9月に発生しました台風13号による豪雨災害など、本県は立て続けに大規模な災害に見舞われている現状がございます。

今後も巨大地震や気候変動に伴う大雨など、災害の発生も予想されている中で、これらの災害から被害を最小限に抑えるためには、県民の防災意識をより高め、これまで以上に地域住民の方、行政等が連携して、自助・共助・公助の取組を強化していく必要があるということでの今回の条例化でございますので、その理念とか役割分担がこの防災基本条例の中心でございます。

具体的な取組という段になりますと、私どもが総合計画にあわせて策定しております安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画を御覧頂きますと、様々な防災の推進に関する具体的な取組はこちらのほうに詳しく規定されておりまして、特に県の事業の取組については、安全安心の計画に規定している取組を、防災基本条例の理念を踏まえてさらによりよく進化させていくことが大事だと思っており、この条例制定によって新しい取組ができるというよりは、今取り組んでいる取組を、足元をしっかりとらせてさらに推進していくということになろうかと思えます。

ただ、現在の安全安心の計画の中では、ここまで各主体を細かく規定しておりませんので、そういうところを計画に落とし込んでバージョンアップをさせて、具体的な取組については、これまで同様に、さらに推進していくという進行管理になっていくものと想定をしまして、この推進会議のほうでの進行管理をお願いしたいものでございます。

以上でございます。

【奥原会長】

ありがとうございました。

そうすると、例えば参考資料2の最初に指標の進行管理表というのがあって、「1 防災の推進」というのがございますよね。

ここに上がっている指標で網羅しているのか、それとも場合によっては何か新しい指標を入れ込んで管理していくのかは今検討されているということですか。

分かりました。

ということでございますので、この条例案が議会を通り、その後、具体的な事業を検討されるときに、場合によっては、この指標の進行管理表で上がっている、例えば「防災の推進」の1-1から1-15、基本指標が8個、補完指標が7個という部分に新しい指標が入ってきたりするだろうということでございますので、そのときはまたよろしくお願ひしたいと思います。

それでは今、資料2-1、2-2、3と説明を頂きましたが、それを網羅して何か御意見があれば、お話し頂ければと思います。

できれば全員からお話を頂きたいので、一人2、3分ぐらいでお話し頂ければと思っております。

アイウエオ順で、會田委員のほうからお願いします。

【會田委員】

會田でございます。

本日のこの会議に出席するに当たりまして、何か申し述べたいと思ひまして考えてきたのですけれども、最後に御説明頂きましたこの福島県防災基本条例案について、そういったものに関して、ちょっと踏み込んだ意見を述べたいと思ひて準備してきたわけだったんです。

ですが、今御説明ありましたように、この条例が2月の定例会に提出され、そして段々深く進んでいくということでありますので、それらの各主体となるところからの今後の取組についてよく見せていただきながら、またさらにと申うところでございます。

この資料3に現在までの詳細が書いてあるわけなんですけれども、自助・共助・公助という文言がございますけれども、県民としましては、自助・共助はそれぞれ自分の責任などでもありますので、そういったとき、安全に安心して福島県民として生活ができるためには、やはり公助の部分、福島県としてはこんなことをしているんだ、だから県民の皆さん安心なんですよっていうことを知りたいと思ひうわけなんです。

今日のこの会議の中にも何度も出てまいりましたけれども、例えば土湯でいきなり雪崩が発生し、宿泊客が取り残されたというようなことが起こったり、それから、今のこの条例案の説明の中でもありましたけれども、近年も本当にこの令和になりましてから、地震や台風などの被害が頻繁に発生しております。

南海トラフ地震でしたか、そちらのほうの危険度もかなり上がっていて、もう確実にこれは今日明日起こってもおかしくないような状況まで来ている。

東日本大震災の際にも日本中が揺れたわけですから、あの規模のものがもし発生すると、福島県もちろん、何かしらの被害がある。

そういったときに、やはり県民としましては、まずどこかに逃げなきゃいけないということになるわけです。

津波がどうこうということよりも、やはりまず身の危険、身の安全を図るために避難する、そういったときによくテレビなどで報道されるのが、冷たい床にそのまま横になるしかないような状況、東日本大震災からもう既に10何年も過ぎる現在になってもなかなかそういったものの改善がなされない。

防災基本条例案の概要のところにも、災害関連死を出さないことを目指すとあるわけなんですけれども、福島県はこういう取組をしていますよ、家族ごとに小さなブースでも何でもいいので、そういったものを、どこの市町村でもちゃんと準備してありますよっていうようなことが示されれば、県民としては心の準備ができて、遠いところでも安心して逃げればいいなんて思えるような気がいたします。

ただそれは目標値を定めて達成度を図るということになりますと、これをいつまでに準備し、いつ利用する、というようなことを考えると、なかなか目標値・達成度を定めるのは難しいような気もいたしますけれども、やはり今、県民としての安全安心ということの割と大きなところにそういった情報が来るんじゃないかと思われまので、そういったところが分かりやすいように、どちらかのこの取組の中に、盛り込んで頂きたいと思います。

勝手なお願いですけれども、よろしく願いいたします。

【奥原会長】

どうもありがとうございました。

それでは、斉藤委員お願いします。

【斉藤委員】

私から質問なんですけれども、この安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画の進行管理の結果については、ホームページか何かで紹介されているのでしょうか。

県民が確認できるような形といたしますか。

【危機管理課長】

ありがとうございます。

進行管理については、この会議の資料をホームページ上で公開させていただくという形がまず一つございます。

あと、安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画は総合計画の部門別計画でもありまして、総合計画の中でも大きな1項目になっておりますが、その中でも指標ですとか、個々の取組などの進行管理は全てオープンになっております。

【斉藤委員】

ありがとうございます。

會田委員からもお話あったとおり、県民の人が安心できるような形の情報発信といたしま

すか、こういった進行管理も含め、こういう計画があって、こういう推進してますよ、その結果はこうですよという、県民が確認できるような情報発信も、今後、引き続きやられたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

【奥原会長】

ありがとうございました。

志賀委員、お願いします。

【志賀委員】

この会議に参加するのが初めてですので、意見を求められるとちょっと難しいのですが、交通安全のほうから言いますと、目標を達成したのが2分の1ということで、交通事故死者数がまだまだ下がらないということなので、これからは警察とか関係団体の方と協力した上で、もっと取組を広げて、交通事故が少しでも少なくなるように頑張っていきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

【奥原会長】

ありがとうございました。

今の御意見に補足すると、前の会議からやはりそういう話があって、全体の数っていうことと、あとその年齢、お子さんとか高齢者とか、そういうところで少しひずみが出ているという話がありました。

【志賀委員】

今は高齢者のほうの事故のほうが多くなってきていると思いますので、皆さんに声掛けしながら、なるべく暗い時は外出を控えるとか、明るい服を着るとか、そんな感じで皆さんに進めながら、1人でも交通事故がなくなるよう進めていきたいと思えます。

【奥原会長】

よろしく願いします。

穴戸委員お願いします。

【穴戸委員】

私の興味のあるところは原子力の防災をどうするかという話ですけど、これは自助というよりは、いかに公助、県がやっていることをどれだけPRするというか、報告書をいかに上手に出していくかということが1番大事なんだろうと思いつつ聞いていますけれども、

放射線などに関する知識の普及、まずそこからいかないと中々話が進まないというところがありますので、結構大変だろうなと思っています。

例えば、ALPS処理水を流して、こんなふうに安全ですよと話しても、どれだけ県民の皆さんが安心してくれるかは測れないところがあって、それはもうやむを得ないので、どんどんそういう情報を流していくしかないのか、いかに有効に伝わるようにやっていくのか考えていくのが必要なんだろうと思いつつ、これを見ていました。

それからもう一つ、医療は全く逆で、公助というよりは、いかにそれぞれの人たちが自分の健康に興味を持って、例えばがん検診だとか、歯科検診だとかを受けていただけるかっていう、全く原子力の防災とは反対の立場というか、反対の考え方なので、検診受診率をいかに上げるかっていうのが1番重要なことになるのだろうなと思いつつ見ていました。

目標値をどのくらいに設定して、どれだけこまめにPRしていくかということが問われると思いますので、この推進会議も含めて県全体でどんなことをやってくれるのかなと思いつつ期待するところです。

【奥原会長】

ありがとうございました。

がん検診の受診率っていうのは、各県別に数値が出ているんでしょうか。

【保健福祉総務課】

保健福祉部の渡辺です。

全国の状況などもございまして、職域のほうは比較的会社の従業員さんが健康診断を定期的に受けられるので受診率は高いのですが、国民健康保険のほうは、自ら健康診断に行かないといけないということで、まだ受診率が低い傾向にあると聞いております。

具体的な数字は、今日は担当の課が出席しておりませんのですぐお答えできませんが、全国比較をすると、うちの県はまだ受診率が低いということですので、今後引上げていけるように、PRなども積極的に行っていきたいと考えております。

【奥原会長】

ありがとうございます。

會田委員、それから齊藤委員、宍戸委員それぞれ発言があったように、情報提供をどういうふうにして意識を向上させていくのかっていうときに、運動能力調査の指標は全国平均と比較しているのが出ているんですけど、がん検診なんかの場合は、例えば本県の検診受診率は全国で10位であるとか、後ろから数えて3位であるとか、何かそういう書き方をすると一つ一つの例になるかもしれませんね。

進んでいるものは逆にどんどんPRして、福島県は全国と比べても進んでいるよっていうのは、やる気というか、意識を高めていくことになるかもしれませんし、そのような工夫

もして頂ければと思います。

それではすいません、平出委員お願いします。

【平出委員】

私も初めてこの会議に出席して、県民一人一人に対しまして、安全で安心な生活ができるようにという、こういう会議があるのだなというところで、細部にわたって会議資料を読ませていただいたんですけども、果たしてこのこれだけのいろいろな議題が各市町村の担当者と具体的な方向性というか、例えば、今回の会津のように雪害が酷くなるとは誰も予想もつかなかった、でも、隣の猪苗代町ではすばらしい除雪作業ができていて、会津若松は除雪が下手だなんて言われるくらいなんですけども、そうした時に、今、市長さんがばたばたと、元の県立病院のところに、除雪の雪を第3の捨て場にしていますけども、そうした前もってフローチャートというか、具体的な案を県と担当者のところに、この災害に対してはこう、この災害に対してはこうとか、小名浜とか浜通りのほうと会津では違うと思うんですけども、そうした具体的な推進方法ですかね、この場合はこうしたほうがいいんだって県の担当者と市町村の担当者で言っていただくとすごく行き渡って、市政だよりとかいろんなところに出せるんじゃないかなあと思ったところです。

どこまでなっているのかちょっとまだ把握できていないんですけども、そうした町村との細部にわたっての具体的な対策方法が分かれば、すごく行動しやすい。

架空のものかもしれませんが、震度5以上の地震が来るか来ないか分かりませんが、本当に具体的なものをやっていると、すぐ対応できるんじゃないかなと思っているところです。

以上です。

【奥原会長】

ありがとうございました。

今のお話については、例えば防災訓練みたいな話で日頃からやられている可能性があると思うんですけど、それは何か今、平出委員が希望としてお出しになっていたんですけど、部分的には出来上がってる部分もあるんですよ。

それがなければ作っていただくことになるんですけども。

今日は担当（災害対策課）がいらっしゃらないですか。

そういう視点で、防災基本条例の中でもそういう各主体が連携していくという考え方が入っていますので、当然、平出委員が希望ということなのか、もしかしたら本当はできてるんだけど、その話が見えてなかった、そういう情報発信がないんで知らなかったっていうことかもしれませんし、それまたちょっと調べていただいて、なければ作っていただくし、もしあったならば、もう少し分かりやすく情報提供頂く、というようなことで進めていただきたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、ZOOMで御参加の葛西委員、お願いできますでしょうか。

【葛西委員】

福島県防災基本条例の検討委員に入っていた者として、自助・共助・公助のバランスっていうところで公助が何をやってるのかということをやはり最初に示す、その上で自助共助を自分たち一人一人が、県民一人一人が何ができるのかっていうことをちゃんと理念に落とし込んだものを、納得した上で、今後生かしていくというのが非常に大事なんだと今、改めて皆様の御意見を聞きながら思ったところでした。

それを通じて、参考資料の指標の管理表のところ、防災の推進とかは、現在この自主防災組織活動カバー率っていうような形で指標が出ているかと思うんですが、このあたり事前の質問でも投げさせていただいているので、回答は後日、今、雪害対応中の災害対策課の皆様から頂けると思っているんですけども、まさにこの理念のところ、県民一人一人がどう動くのか、という県民が自主防災組織をつくって活動している、ただこの稼働率っていうのが、既に自主組織がある状態、その組織にとって、その組織がどれぐらいの地域をカバーしているのかっていう状態であれば、自主防災組織が存在していない地域はそもそも活動も起きていないっていうところでは何か県全体のカバーをしているかどうかの指標としてはちょっと不十分なのかなと思っているので、その辺り検討の余地があるのかなと考えたところでございます。

併せて指標1-9の避難行動要支援者個別避難計画策定市町村数のところも、59市町村にはなっていますが、これが59市町村の全ての要支援者の個別避難計画が出来上がっているのか、1人を作ったから策定したよというふうな市町村名として上がっているのかによってまた全然違ってくるかと思うので、その辺りを質問として投げさせていただいたところでした。

この辺りをしっかりと私も今後理解した上で、先ほど奥原会長からも実際に訓練とかの事例があるのかということでお話があったと思うんですけども、浪江町で、県の災害対策課の方と浪江町役場と、あと住民が一緒になって地区防災計画をつくり始めているというような事例もあつたりするので、今後、地区防災計画作成数みたいなところがこの指標に入ってくると、実際に町と県が協同して、そして住民の方が動いているっていうところが見えてくる、指標として価値あるものになるのかなと考えた次第でございます。

今のところ私からは以上でございます。

【奥原会長】

どうもありがとうございました。

良い御意見を頂いたと思います。

それでは菅波委員、お願いします。

【菅波委員】

よろしくお願いいたします。

防犯と虐待のところで少し意見をさせていただきたいと思います。

防犯のところで被害を生まないことが非常に大事だということと併せて加害を生まないというところが非常に必要ではないかと考えているところです。

残念ながら性犯罪においても現状公務員であるとか教師の犯行というものがかかり報じられているところがあるかなと思ってしまして、最近、旭川市のいじめの凍死事件、かなり有名で報道が繰り返されていた事件の第三者委員会の調査報告書が出来上がってきまして、尾木ママで有名な尾木先生が委員長やられて報告書をまとめたもので、いじめと凍死との因果関係を認めたというところの話の中に包括的な性教育をすることで、加害も被害も少しでも減るようになっていこうというふうな意見が上がっていました。

人権の視点からしっかりと性について小さいうちからお子さんたちにもきちんと伝えていくと同時に、大人もそういうことをしっかりと学んでいくことで、そうした性被害・性加害が減らせる可能性があるかなというふうにも非常に思っているところです。

ぜひ県としても、包括的性教育という言葉、なかなかこう批判もあるというふうにも聞いておりますけれども、本当に人権の視点というところでのそういう取組もぜひやっていただきたいなと思ったのが一つです。

2点目の虐待に関して、背景に親御さんの困り感といいますか知的な障害ですとか発達に課題があったり、精神疾患があるというようなこともかなり多いような現実がございます。

そうした世帯、親御さんの支援ってところが防犯にもつながってくるのかなっていうところがあったりですとか、特にいわきで活動していますと、双葉郡からの避難世帯の親御さんからのSOSがかなり多いところがございます。

背景に震災の影響というものが、地域に重大な影響を及ぼしているようなところがあるかなと感じるところで、今回のたしか重点項目などにもあったと思うんですけども、心身のケアってところで、生活の支援というところもしっかりやっていくことが家庭内の虐待っていうのを生じさせないことにもつながっていくんじゃないかなっていうところ、あと避難して14年ぐらいの間で親御さんの精神的な不安であったり、いろいろな特性っていうところでの、不十分なお子さんへの関わりっていうところでの影響が出ているところもかなり少なくはないかなというところがあると思っています。

そういうお子さん、世帯を地域で支えていくというときに公助だけではなく、共助っていう視点もあるかなと思うんですけども、なかなか現状で、住民票上の住所に拠点がない、生活の拠点がないというような世帯の方々のまだまだ孤立したような状況ですとか、ちょっと幾つかケースあったんですけども、祝日の緊急対応などで、避難先の自治体に世帯の情報がない、というようなところでかなり対応に苦慮されたケース、あとは避難元自治体も福祉を担当するということなんですけども、数十キロ先の避難先で何かトラブルが起きた

ときに速やかに対応ができない、自動車で行っても1時間2時間かかるようなところで対応せざるを得ないというところで、この場合は問題を提起する場所ではないのかもしれませんが、原子力緊急事態がまだ発令中の中で住民票上の住所に生活をされていない方々への福祉的な支援ということが非常に難しい状況にあるということが、是非何かこう皆さんでお知恵を出していただきたいなと思うところがございます。

あと連携の強化、虐待防止のところに連携の強化というような言葉が載っていました。

連携が大事っていうところは皆さん同意されるところかなというところで、実際具体的にどんな連携ができていのかっていうと、年に1, 2回会合を開いて顔を合わせてますというようなこともちょっと多いのかなと感じてしまう場面もございます。

先日ある自治体の会議で、お子さんが親御さんから虐待を受けたというような状況があったときに、学校が親から聞き取りをするかしないかというところの見解について、児相と教育委員会と学校と自治体とで意見が分かれて、たらい回しになって数日間放置されてしまったみたいなケースもありまして、その辺りの連携ですね、虐待の対応で申しますと、令和2年6月の文科省の手引、教育委員会のほうに出されている手引きがありますけれども、そういう手引きの内容を児相さん、自治体さん全員で共有をして、こういう方向性でやっていこうというような連携、合意形成みたいなところの場がもうちょっと不足しているようにも思いますので、その連携強化と書くにとどまらず、具体的な施策というところをしっかりと県の方でもフォローしていただきたいと思います。

虐待の関係で申し上げますと、体罰の容認というような雰囲気も大人の方々、福島県はまだ中々減らないなと感じるところで、もしアンケートなどとれるようでしたら、そうした数値を指標にしていただけると、虐待の防止というところ、かなり見やすくなるのかなと思ったところです。

私からは以上になります。

【奥原会長】

どうもありがとうございました。

続きまして、田崎委員お願いします。

【田崎委員】

今回の資料2のところ、基本計画と令和6年度の進行管理というところで説明頂きました。

やはり全体の総合計画があって、この基本計画があると思うんですけども、ここにありますように、PDCAサイクルっていうのは、私はとてもこの基本計画をどう進めていくかっていうところでは大事かなと思います。

いろいろな指標とその達成率とかありますので、すごく見やすくなっているのではないのでしょうか。

この中で、私が感じるのは、最後のほうの、生活環境の保全とそれから消費者の安全確保の推進ってところなんですけど、特に生活環境の保全というところでは、ごみの減量化っていうのが最近すごく問題になっているのではないかなと思います。

具体的にはここにありますように、生ごみの水きり、料理の食べきり、食材の使いきり、この実践っていうのが、やはりすごく私も身近な毎日の生活では、これが1日1日の積み重ねになりますから、ここの意識を皆さんに徹底していただいて、少しでも取り組んでもらえるようなことへのアクションが本当に大事になってくると思っております。

私もこの環境アプリに登録して随分になるんですけども、いろいろな情報、地域のごみの、今日は何のごみの日ですよっていう情報はすごく役に立っていて実践はしやすいんですけども、この次の消費者の安全確保の推進とも関わるんですけども、デジタル化っていうところ、ここが結構つながっているんじゃないかなというふうに思います。

ですから、片方だけ一生懸命やるのではなくて、両方並行してやっていかないと、せっかく良いアプリがつけられたのに、なかなか使っていないとか登録していないとか、それを活用できていないっていうのが、やはり多いので、ここの徹底を関連付けてしていくっていうのはとても大事なかなと思います。

登録できない方は、スマホ教室などでやっていただけるといいんでしょうけれども、その方の認知というか、程度が一人一人違うので、一対一で根気よくこの辺は進めていただきたいなというふうに思います。

あとはカーボンニュートラルということが言われているので、大きなテーマではありませんが、一人一人が取り組んでいかないとこれは達成できないということもありますので、ここをやはりこの計画の中で、目標値があって、達成に向けて少しずつ進めていくということ、地道な作業でありますけど、私はこの進行管理というものがますます大事になってくるなと思います。

やっぱり自分自身がまず動くということがこの計画の中では大事になってくるなと思いました。

以上です。

【奥原会長】

どうもありがとうございました。

それでは松本委員、よろしく申し上げます。

【松本委員】

はい、松本です。

もう皆さんいろいろと御意見ありがとうございます。

私のほうも2点ほどお話ししたいと思います。

先ほど菅波委員もおっしゃったように、虐待に関することについては、いろいろ連携が必

要だということなのですが、連携に上がっている人たちの意識の問題というのは皆ばらばらなものですから、この辺をどのように前向きに取り組んでいったらいいのかなという辺りが課題かなと思っています。

先ほどの菅波委員は主に児童虐待についてですが、私は障害者の虐待と高齢者の虐待について、いろいろな市町村支援をしているところなんですけども、虐待の通報があったとしても、市町村によって本当に対応がばらばらで、通報しても動かない市町村があったりなんて結構施設虐待なんかではあるんですけども、その辺のところは放っておく訳にはいかないということで、私たちもいろいろ支援しているところです。

虐待に関しては、1番はやはり、通報の数をどれだけ上げるかということで、これはやっぱり県民の皆さんの、弱い者をいじめているとか、または虐待している状態に対して、本人からはSOSを出せませんから、周りがいかにちゃんと助け合いの通報ができるかということが大事なと思いますので、意識をどのように上げていくか、これはやはり広報とか啓蒙活動が必要なのかなと思いました。

先ほどもありましたように、かなり子供たちの不登校の問題、いじめの問題も含めて、性教育の問題はすごく切実とした問題がありますので、その辺のところも、リプロダクティブ・ライツなんていう教育もありますけども、そういったものを推進していく必要があるのかなと思いました。

あともう1点、どうしてもこの安心安全な生活というときに、結構自分で動ける人とか財力のある人は身構えることができたり、何かリスクがあったとしても対応できるんですが、貧困状態にある人とか、子供、高齢者、障害者、外国人の方々っていうのは、そういう災害とか犯罪があったときには1番弱いんですよね。

周りから優しい手を差し伸べてもらえないのかという方がいっぱいいますので、そういった人たちに対して、先ほどの条例の中でも、当事者間のいろんな活動というのがあったんですが、やはり当事者のいわゆるサイレントニーズみたいなものをどのように吸収できるようなシステムというか、取組があるといいなと思いました。

あと先ほどの避難所の件ありますけど、今回能登のほうで1.5次避難所なんていうものを作りまして、取りあえずはまず体育館みたいなところからQOLが少し良くなっているみたいなんですけども、そういった今までの避難生活の在り方について、諸外国に比べて日本は非常に劣悪だという部分もありますので、もう少し避難生活者に対するQOLっていうのを、どのようにつくっていったらいいかっていうのも今後、安心安全という部分で、もし災害があったとしてもこのようなところに避難ができるんですよっていうのはかなり大きな安心になると思います。

そういったことも今後の取組に必要なのかなと思いながら今回話を聞いてました。

以上です。

【奥原会長】

どうもありがとうございました。

各現場、よく現実を見ていただいている各委員のほうから、非常に貴重な、それから有益な御意見があったと思います。

同じような視点で御指摘頂いていたので、会長のほうで勝手に三つぐらい皆さんの御意見をまとめさせていただきますが、1点目は情報提供の幅、内容について、充実させてほしいという点でございます。

これは會田委員、齊藤委員、それから皆さんほぼ同様でございましたが、背景にはやはりSNSとか、いろんな情報提供もしくは情報共有の手段というのは多様化してきておりますので、場合によっては例えば、福島県は危ないぞというようなSNSが出た時に、それを上回るぐらいの、こういう対策をちゃんとやっているから福島県は安全なんだ、というぐらいの情報が出ていかないと、何か言われっ放しで終わってしまうという可能性もございますので、ちゃんとやってらっしゃると思うんですけど、それをもう少しタイムリーに知らせていくとか、ちゃんとやってるっていうことを県民の方に聞いていただいて、安心できるような情報提供の在り方を少し検討してほしいという点が一つでございます。

2点目はPDCAの進行管理、これは非常にいいやり方だよねという、田崎委員からも御意見がございましたが、ただしPDCAのCの部分、いわゆる評価、チェックするときの見方が、一つ抜けているんじゃないのかっていうのが皆さんから出てきたお話であります。

それは福島県の中のお話もちろんあるんですけども、例えば、防災基本条例のところの過去の教訓みたいなのところにも書いてあるんですけど、要するに、福島県の中だけの話になってるということです。

本来今、それこそ菅波委員からもあったように、第三者委員会の報告書が出たり、いろんな情報ソースが出てきているし、他地域で、能登の災害の経験ということも出てきているし、それが先ほどの御指摘のように非常に速いテンポで県民のもとに届けられてるわけですね。

それを踏まえてつくっているというのが本来あるべき姿だと思いますが、指標値もどちらかという県の中の、閉じちゃった目標値みたいなものがまだ散見されるので、もう少しその辺で他はどうなっているんだと、例えば地区防災計画の数なんかは、皆さんの御尽力で全国的に見ても非常に速いテンポで福島県は進んでいると思うんですけど、そういうことも、Cとしていい意味での評価をしていくし、防災に限らず、先ほどのいじめの問題なんかについても、ほかの地区ではこうやっているよ、こういう対応してるよとかそういうことを踏まえて、C、評価をしていって、Aのアクションとして、施策に落とすとか事業に落とすとか、そういうことをしていただきたいというのが2点目です。

3点目が、1点目2点目とつながるんですけども、SNSとか、いろんな情報を共有するにしても、DXといいますか、多様な媒体が、いろんな外国の方を含めた、いろんな情報への意識の低い方もいらっしゃる中、どういう形で届けられるかっていうことですね。

これは総合計画のほうでも、デジタルエクステンションということで、かなり高位の目標に掲げていただいていると思うんですけども、まさにそこはもうA Iもこれだけ出てきておりますんで、例えば自分の立ち位置を入れると、A Iで地区の防災の逃げ道が簡単に分かるとか、そういう時代に入ってきていると思うんです。

ですからその辺を、DXの県のいろんな取組をされてると思うんですけども、この安心安全の面でも、もうそろそろ、待たな失ってというのも変ですけど、いろいろな各地の状況、それから今回の、衆議院議員の選挙、何か状況を見てますよね。

もう待たな失状況になってきたなということで、ぜひその辺はDXの推進担当とも連携しながら、この安全安心の情報、DXとはどうあるべきなのか、ということ整理してほしいなという気がいたします。

これについてはこの場でやらないのかもしれませんが、DXを検討してる委員会みたいなのはあるんですか。

あるのであれば、そういうところに諮問して、どうしたらいいのってというようなことも含めてやっていくと、よろしいのかなと思います。

まさに何か手段として、こういう場合なんかSNSを使えばいいとかっていう話、どうしても話がデジタルと多様化に目線がいつてしまうんですけども、DXが目指しているのはまさにエクステンションなんですよね、変容させていくということが安全安心の情報提供をどう変容させていくのかってところが大事なので、そのところをまさに皆さんで意識共有されてやっていかれると、すばらしいものになると思います。

補足でございますが、今、防災基本条例について、福島県から案として出てきておりますけど、まさに災害関連死を出さないというようなことを基本理念に挙げていらっしゃる防災基本条例って多分、福島県が最初なんじゃないかなって感じがしなくもないんですけど、県として、安全安心の元々の条例をつくられたこともかなり全国に先駆けてやってらっしゃるし、非常に進んでいるところもあると思いますので、そういうことをきちっと整理された上で、皆さん、県民に対して、こういうのができましたよということをお知らせになるといいなと思います。

それでは、3点まとめさせていただきましたけど、非常に皆さんから細かいことも含めて、良い御提案を頂いたと思いますので、ぜひよろしく前向きに小さな進化に生かしていただければと思います。

それでは、議案といいますか、その他ってところがございますが、ちょっと時間が足りなくなってしまったんですけど、皆さんのほうから情報提供頂こうかっていう案も事務局にあったんですが、それは今回は見送らせていただいて、申し訳ございません。

ほかに何か、言い残したことなどございますか。

その他なければ、議事についてはこれで終わらせていただきます。

御協力どうもありがとうございました。

【危機管理課長】

では、私のほうから一言だけ。

委員の皆様、大変貴重な御意見を頂戴しまして、誠にありがとうございました。

9つの分野がありますので、今回担当部局も来ておりますが、今頂いた御意見を整理させていただいて、各委員の皆様が言っていたことを一つでも多く取り入れさせていただいたり、我々の検討の参考にさせていただきたいと思います。

私ども危機管理部の取組に落とし込みましても、情報提供のところで、県民の皆さんに防災意識を高めてほしいと頑張って考えているんですが、なかなかその難しさも感じているところがございます。

どうしたら皆さんに防災意識を高めていただけるか、例えば防災アプリ一つとりましても、テレビでCMを流してみたり、SNSで発信してみたり、キャンペーンに取り組んだりと様々やっておりますけれども、実は今年度1番防災アプリのダウンロード数が上がったのが、台風が近づいている時期でした。

台風が近づいている時期にちょうどキャンペーンを行っておりまして、その時期に1週間で1万ダウンロードぐらい伸びたなど、その効果も見ながら、こういったタイミングで県民の皆さんにアピールできると、より広がるんだと、やはり皆さん危機意識を持ったときにアプリが紹介されると、防災アプリについては、伸びたということも一つ一つ、小さいことですが見ながら、今、委員の皆様から頂いた、どうやったら伝わるだろうかということも、今後とも真剣に考えてまいりたいと思います。

一つ一つのPDCAの中で、目標値を達成できればうれしいんですけども、達成できるもの、中々達成できないものも正直ございます。

ただ、今申し上げましたような小さな改善も積み重ねながら、あと公的なところの公助がまだ見えないという御指摘も真摯に受け止めさせていただいて、どうやったら皆様に分かっていたらだろうかという取組と、それをいかに広げて、県だけではなく、関係機関の皆様のお協力を頂いてどうやったら広まるかということを検討させていただきたいと思います。

DXについても、我々もアプリなどを導入し始まっているんですが、より効果的になるように考えて、またお示しさせていただきたいと思いますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

個別の御意見に対しては受け止めて整理させていただき、各部局において活用させていただきたいと思います。

本日はありがとうございました。

(6) 閉会

【司会】

以上をもちまして、第2回福島県安全で安心な県づくり推進会議を閉会いたします。
本日は長時間にわたり、ありがとうございました。